# 令和 4 年度商店街等にぎわい回復促進事業 【公募要領】

令和4年7月19日 福島県商業まちづくり課

# 目次

Ι		本事	業につい	いて	•••••		•••••	•••••	• • • • • • • •	 		 •••••		3
	1	事	業の目的	<b>ሳ</b> •	•••••			•••••		 		 		3
	2	募	集要件							 		 		3
		(1)	募集期	間						 		 •••••	•	3
		(2)	対象事	業						 		 •••••	•	3
		(3)	対象事	業者	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••				 		 		4
		(4)	補助率	、上	限額	•••••				 		 		5
	3	補	助対象総	圣費						 		 		5
		(1) 有	甫助対象	経費	の条件	••••				 		 		5
		(2) 有	甫助対象	経費	一覧	•••••				 		 		5
		(3)糸	圣費の支	払い	方法	•••••				 		 		6
		(4) 冒	<b>[子商取</b>	引						 		 •••••		6
	4	事	業手続き	<u> </u>	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •					 		 		7
		(1) 申	申請書類	等の	提出先					 		 		8
		(2) 申	申請書類							 		 		8
		(3) 技	<b>采択審査</b>	•••						 	•••••	 •••••	•	8
		(4) ā	<b>客</b> 查基準		•••••					 	•••••	 •••••	•	8
		(5) ₹	その他							 		 	•	8
Ι		公募	要領様式	t .						 		 •••••	1	10

## 1 事業の目的

この事業は、コロナ禍における原油高・物価高の影響が県内全域で進む中、商店等での消費拡大を促しながら、商店街をはじめとする地域のにぎわいづくりをとおして、県内の広域的な活力の回復につなげるため、「ふくしま商店街等応援事業」によるプレミアム付き電子商品券(以下「プレミアム付き商品券」という。)の利用促進とともに、地域の魅力向上や人を呼び込む取組に対し、かかる経費の一部を補助するものです。

## 2 募集要件

## (1)募集期間

令和4年7月19日(火)~ 令和4年8月12日(金)※当日消印有効 ※期限を過ぎての応募は受け付け出来ません。

#### (2) 対象事業

以下に示す事業期間及び事業内容で実施する取組

#### 【事業期間】

交付決定の日 ~ 令和5年1月31日(火)

※令和5年1月31日(火)までに事業経費の支払いが完了すること。

## 【事業内容】

商店街等がプレミアム付き商品券の発行を契機に、以下のような点を踏まえ、それぞれの工夫で多くの人を呼び込むための取組

- 〇プレミアム付き商品券の利用を促進する効果を持つもの
  - ・市町村等独自の商品券の利用促進のための取組も併用可。
  - ・後日案内するプレミアム付き商品券のキャンペーン名及びロゴを、イベント や取組のタイトルやサブタイトルに入れること。
- 〇広域的なにぎわい創出の効果を発揮するもの
- ※事業実施に際しては、プレミアム付き商品券を利用しない方にも裨益し、商店 街へより多くの人を呼び込むための最大限の工夫をお願いします。
- ※電子商品券等の操作が不得手な店舗や利用者等の参加を促すような取組も併せて工夫をお願いします。

#### (取組例)

- 〇商店街等への来街者、来店者増加を目的とした取組
  - ・地域の魅力を伝えるまち歩きイベント(歴史ツアーなど)
  - ・同業種の事業者による競争型イベント(OOコンテストなど)
  - 異業種間での連携したイベント
  - ・地域の商品券参加店舗の紹介MAPの作成(紙・アプリケーション)
- ○参加店舗及び利用者の増加を促す取組
  - ・プレミアム付き商品券への参加店舗増加のための取組(操作説明会など)
  - ・プレミアム付き商品券の利用者増加のための取組(説明会、相談窓口など)
- ○プレミアム付き商品券を利用しない方も参加出来る取組
  - ・来街者全員を対象とした企画 (割引キャンペーン、独自のポイント付与、抽選会など)
- ※申請された事業の採択にあたり、有識者等による審査を実施します。

## 【留意事項】

#### 以下に該当する事業を行うものではないこと。

- 〇同一内容の事業について、国や県等が助成する補助金等と重複する事業。
- 〇事業効果が見込まれない事業 (物品の購入のみの事業など)
- 〇射幸心をそそるおそれがある事業、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがある事業など、公的な支援を行うことが適当でないと 認められる事業
  - 例) 風俗営業等の規制及び事務の適正化等に関する法律第2条において規定 する風俗営業など。

#### (3) 対象事業者

- (2) の事業内容を連携して実施することの出来る以下の団体
- ① 商店街等、または商店街等が連携したグループ
- ② 県内の同業種事業者で組織された中小企業団体(〇〇業組合など)
- ③ 商工会議所、商工会
  - (①連携グループの例)
  - 〇 A商店街 + B商店街
  - O A 商店街 + C 商工会議所、商工会
  - A 商店街 + D 事業協同組合(D ショッピングセンター)
  - O A 商店街 + E 同業種組合
  - 〇 E 同業種組合 + F 同業種組合

## ※次のアからオに掲げるいずれにも該当しないこと。

- ア 所属する法人等(個人または法人をいう。以下、同じ。)が、暴力団 員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第 2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき、または、法人等の役 員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的 に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規 定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に 損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき。
- ウ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を 供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関 与しているとき。
- エ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非 難されるべき関係を有しているとき。
- オ 県税の未納があるとき
  - ※本事業への申請書の提出時に誓約いただくことを必須とします。 (公募要領様式1および2)

## (4)補助率、上限額

補助率	補助対象経費の4/5
補助上限額	300万円 (補助対象経費375万円以上となる場合は、補助金額は 300万円となります。)

## 3 補助対象経費

## (1)補助対象経費の条件

補助対象となる経費は、次の①~③をすべて満たすものとします。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 交付決定日以降に発生し、対象期間中に支払いが完了した経費
- ③ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

## (2)補助対象経費一覧

経費項目	内容・条件
人件費	運営員など、事業のために新たに雇用する者の賃金
報償費	講師、出演者等への謝金等
旅費	講師、出演者等の交通費、宿泊費等
需用費	消耗品費、印刷製本費、景品購入費 等 ※景品購入費は補助対象経費の50%以内
委託料	外部への委託料(企画・運営、会場設営・撤去) 等
使用料・賃借料	会場使用料、機器・物品等のリース料等
役務費	通信運搬費、広告宣伝費等
負担金	割引券・クーポン券等の原資
その他	上記のほか、知事が必要と認める費用

<sup>※</sup>上記の補助対象経費で、1件あたり税抜き100万円以上の場合は、2社以上 の見積書が必要となります。

<sup>※</sup>交付決定日よりも前に発注・契約・支出等を行った場合は、その費用は補助 対象になりません。

## 《補助対象経費にならない主なもの》

- ○補助事業の目的に合致しないもの
- 〇必要な経理書類を用意できないもの
- ○交付決定前に発注、購入、契約等を行ったもの(見積書の取得は可)
- ○販売を目的とした製品、商品の生産・調達に係る経費
- 〇オークション品の購入(インターネットオークションを含みます。)
- ○金融機関などへの振り込み手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用 料、インターネットショッピング決済手数料など
- 〇公和公課
- 〇各種保証・保険料 (ただし、旅費に係る航空保険料、展示会出展等で主催者側 から義務づけられた保険料にかかるものは対象とします。)
- 〇借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ○事業者の構成員及びその家族、雇用者への人件費・旅費
- 〇各種キャンセルに係る取引手数料等
- ○補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに要する費用
- 〇上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用

## (3)経費の支払方法

- ○補助金執行の適正性確保のため、旅費や現金決済のみの取引(代金引換限定のサービス等)を除き、1取引10万円超(税抜き)の支払は、現金支払いは認められません。 自社振出・他社振出にかかわらず、小切手・手形による支払いは不可です。また、補助事業者から相手方へ資金の移動が確認できないため、相殺(売掛金と買掛金の相殺等)による決済は認められません。
- 〇クレジットカードによる支払は補助対象期間中に引き落としが確認できる場合のみ認められます。 (購入品の引き取りが補助対象期間中でも、口座からの引き落としが補助対象期間外であれば、補助対象外経費となります。分割払い、リボルビング払いによる物品購入も期間中に支払いが完了しない限り対象外です。)
- ○仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券を利用しての支払いは認められません。
- 〇見積書、納品書、請求書、領収書等の宛名は本事業の申請者又は共同申請の代表者と し、立替払いは認められません。

## (4)電子商取引

- 〇インターネット広告の配信等において電子商取引を行う場合でも、上記(1)③の とおり「証拠資料等によって金額が確認できる経費」のみが対象となります。
- 〇取引相手先によく確認し、適切な経理処理の証拠となる書類(画面を印刷したもの等) を保存・提出ができることを把握してから取引をしてください。
- 〇実際に経費支出を行っていたとしても、取引相手先の都合等により、発注した日が 確認できる取引画面を提出できない、補助対象経費として計上する取引分の請求額が 判明する書類が提出できない、広告が確認できるインターネット画面が取得できない 等の場合には、補助対象にできません。

## 4 事業手続き

1 申請書類提出



2 審查・採択



3 交付決定



概算払請求・支払



4 事業実施



5 実績報告



6 検査・補助金確定



7 補助金請求



8 補助金支払

申請期限 令和4年8月12日(金) ※当日消印有効

- ※申請書類に不備等がないようにご注意ください。
- ※申請書類は郵送で提出してください。

審査委員会を開いて申請いただいた内容が本事業に適しているか審査を行い、補助事業を採択します。

※採択・不採択の結果は郵送にて通知いたします。

補助金の交付決定を事業者の皆様に通知します。

- ※8月下旬ごろを予定
- ※通知に記載される交付決定日が事業開始日となります。 それ以前の契約・支払いは補助対象外となりますので、 ご注意ください。

知事が必要と認める場合には概算払請求が可能です。

※交付決定額の7割が上限額となります。

申請内容に沿って、採択された事業を実施してください。

※事業実施期間中(交付決定日~令和5年1月31日(火)) に事業を完了するようご注意下さい。

報告期限 事業完了後30日以内 または 令和5年2月15日(水)のいずれか早い日(必着) (最後に経費支払を行った日が事業完了日となります。)

実施した事業について、実績報告書で検査を行い、最終的な補助金額を確定します。

確定した内容は郵送にて事業者の皆様に通知します。

確定通知の内容に沿って精算払請求を行ってください。

- ※概算払を行っている場合は、差額の請求となります。
- ※実際の事業費が概算払額より少ない場合は補助金の返還が生じますので、ご注意ください。

指定された金融口座に補助金を支払います。

## (1)申請書類等の提出先

- 〇福島県商工労働部商業まちづくり課
- 〇住所等:〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎12階

電話番号 024-521-7299

- ※申請書類は、郵送等により提出してください(持参は受け付けません。)。
- ※質問等の受付時間は、8:30~12:00、13:00~17:15(土日祝日、年末年始除く)です。

## (2)申請書類

- 〇「要領別紙 申請書類一覧」に記載されている書類を提出してください。
- 〇必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。
- 〇申請書類等の返却はいたしませんので、ご了承ください。

## (3) 採択審査

- ○予算の範囲内での補助となるため、より事業効果の高い取組を支援するべく、申 請内容の採択審査を行います。
- ○補助金の採択審査は、申請書類に基づき、有識者等により構成される審査委員会 において行います。
- ○採択・不採択の結果は申請者全員に対して通知します。
- 〇採択された事業については、補助事業者名、代表者名、補助事業名、事業概要、 補助金交付申請額等を公表することがあります。
- ※採択審査結果の内容についての問い合わせには応じかねます。

## (4)審査基準

以下の項目について総合的な評価を行います。

- 〇申請内容が本事業の対象事業として適正か。
- ○事業規模は適正か。
- ○対象事業費は事業規模等に適した積算か。
- ○実施体制、実施スケジュールは現実的か。

## (5) その他

- 〇同一事業者が同一内容で本制度以外の国、県の補助事業や委託事業等と併願している場合には、不合理な重複及び過度な集中を排除するため、重複して採択しませんのでご留意ください。
- ○採択される場合であっても、予算の都合等により希望金額から減額される場合があります。
- 〇申請書類一式の提出先を誤ると受付を受理できませんので、お間違えのないよう ご注意ください。
- ○交付決定を受けた後、補助事業の内容や経費の配分を変更しようとする場合、または補助事業の中止(一時中止)や廃止(実施取りやめ)とする場合は、事前に 補助金事務局の承認を得なければなりません。

- 〇補助事業の進捗状況確認のため、実地検査を行うことがあります。また、補助事業完了後、補助金使用経費にかかる総勘定元帳等の検査に入ることがあります。
- ○補助事業完了後の補助金額確定にあたり、証憑書類(領収証等)の確認ができない場合については、当該経費の支払いに係る金額は補助対象外となります。
- 〇補助事業完了後、会計検査院や県が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。
- ○補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」等に違反する行為等(例:他の用途への無断流用、虚偽報告など)をした場合には、補助金の交付決定の取消・返還命令(加算金の徴収を含む)、不正の内容の公表等を行うことがあります。

法令に違反していることが明らかな場合、当該法令による罰則のほか、採択取消、 交付決定取消や交付済み補助金の全額返還(加算金付き)等の処分を受ける可能 性があります。

○事業の実施に際しては、新型コロナウイルスの感染防止について、以下の方針を 参考に十分な対策を講じてください。

#### (参考)

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定 令和3年11月19日(令和4年5月23日変更))

URL: https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\_r\_031119.pdf

「商店街における感染症防止対策に向けた基本的な方針」(令和2年5月14日決定(令和3年10月25日改訂))

URL: https://www.syoutengai.or.jp/news/2020/covid19 gl syoutengai.pdf

# Ⅱ 公募要領様式

様式1 暴力団排除に関する誓約書

様式2 県税の未納がないことについての誓約書

様式3 振込口座報告

様式4 役員等名簿

別紙 申請書類チェックシート

※補助金の申請時に添付願います。

#### (公募要領様式1)

## 暴力団排除に関する誓約書

#### 福島県知事 内堀 雅雄 様

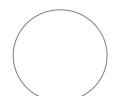
私は、次の①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または ①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、貴県との商店街等にぎわい 補助金の交付が拒絶されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責 任といたします。

- ①貴県との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします( $1\sim5$  にあっては、暴力団員等でなくなった日から5 年を経過しない者)。
- 1. 暴力団 2. 暴力団員 3. 暴力団準構成員 4. 暴力団関係企業
- 5. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- 6. 次のいずれかに該当する関係にある者
  - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
  - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
  - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって 前各号に掲げる者を利用したと認められること
  - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難される べき関係にあると認められること
- ②自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
- 1. 暴力的な要求行為 2. 法的な責任を超えた不当な要求
- 3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- 4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴県の信用を棄損し、または貴県の業務を妨害 する行為
- 5. その他前各号に準ずる行為
- ③上記②1~5の行為があった場合は法的処置(民事、刑事)を講じられても構いません。
- ④ 貴職において必要と判断した場合に、別紙「役員一覧」等により提出する当方の個人情報を警察に 提供し、表明・確約事項を確認することについて同意します。

記入日 年 月 日

住所 (または所在地)

名称及び代表者



代表者印又は実印

## (公募要領様式2)

## 県税に未納がないことについての誓約書

福島県知事 様

私は、商店街等にぎわい回復促進事業補助金の交付申請を行うに当たり、県 税の未納がないことを誓約します。

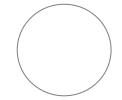
上記の内容に偽りがあった場合は、商店街等にぎわい回復促進事業補助金の 交付決定の取消及び返還命令を受けることがあることを理解し、当該決定を受 けた場合には、これに異議を述べず、速やかに決定に従います。

記入日 年 月 日

住所 (または所在地)

名称及び代表者名

代表者印又は実印



# (公募要領様式3)

# 【振込口座報告】

金融機関名	銀行・金庫・信用組合
支店名	支店・支所・出張所
預金種別	普通 • 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

<sup>※</sup>補助金申請者と同一名義の口座とすること。

## (公募要領様式4)

## 役員等名簿

※2者以上で連携し、申請する場合は構成する全ての団体、事業者の名簿が必要です。 下記の記載項目全てが記載されていれば、本様式によらず既存の名簿の提出で可能とします。

		氏 名	生年月日				性別	□ <i>\</i>
人 数	シメイ (カナ)		元号 (明治·大正·昭和· 平成·令和)	年	月	日	男・女	団体 · 事業者名称
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

## (公募要領 別紙)

## 申請書類チェックシート

(ご自身での確認のため、用意できた提出物の□に☑(チェック)を付けましょう)

提出物	必要部数	備考
□商店街等にぎわい回復促進 事業補助金交付申請書 (要綱様式第1号)	原本1部	
□連携申請者一覧 (要綱様式第1号別紙1) ※2者以上で連携の場合のみ	原本1部	◇2 者以上で連携し、申請する場合は構成する全ての団体、事業者を記載願います。
□商店街等にぎわい回復促進 事業補助金補助事業計画書 (要綱様式第1号別紙2)	原本1部	◇この計画書に基づき、採択審 査を行いますので、出来るだ け具体的に記載願います。
□暴力団排除に関する誓約書 (要領様式 1)	原本1部	◇2 者以上で連携し、申請する場合は構成する全ての団体、事業者の提出が必要です。
□県税に未納がないことにつ いての誓約書 (要領様式2)	原本1部	◇2 者以上で連携し、申請する場合は構成する全ての団体、事業者の提出が必要です。
□振込口座報告書 (要領様式3)	原本1部	◇入金口座の指定(=債権者登録)は、補助金申請者の名義に限られます。
□通帳の写し	写し1部	◇「振込口座報告書」に記載した金融機関の通帳で、口座名義が確認できるもの。
□見積書	写し1部	<ul> <li>↑1件あたり税抜き100万円未満の場合は1事業者、100万円以上の場合は2事業者以上の見積書が必要です。</li> <li>◇原則、見積項目で一式と記載されている場合は、その内訳書の提出が必要です。(諸経費等は除く。)</li> </ul>

□直近の役員名簿 (要領様式 4)	写し1部	場合は構成する全ての団体、事業者の名簿が必要です。 (様式の記載項目全てが記載されていれば、本様式によらず既存の名簿の提出で可能とします。)
□貸借対照表及び損益計算書 (直近1期分) ※総会資料等、内容が確認 できる書類で代用可	写し1部	<ul><li>◇決算期を一度も迎えていない場合は不要です。</li><li>◇2者以上で連携し、申請する場合は構成する全ての団体、事業者の書類が必要です。</li></ul>
□規約、会則など組織内容が 確認できる書類	写し1部	◇2 者以上で連携し、申請する場合は構成する全ての団体、事業者の提出が必要です。
※総会資料等、内容が確認 できる書類で代用可		